

令和2年9月 定例会（第343回）  
10月16日

[今井光子議員反対討論](#)

↑（クリックで今井光子議員の討論へ移動）

日本共産党を代表して、議第八十三号、令和元年度奈良県歳入歳出  
決算の認定について、反対討論

[今井光子議員趣旨弁明](#)

↑（クリックで今井光子議員の趣旨弁明へ移動）

日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める決議の動議

令和 2年 9月 定例会（第343回）

令和二年

第三百四十三回定例奈良県議会会議録 第七号

九月

令和二年十月十六日（金曜日）午後一時四分開議

-----  
出席議員（四十二名）

一番	小村尚己	二番	樋口清士
三番	植村佳史	四番	川口延良
五番	山中益敏	六番	亀甲義明
七番	中川 崇	八番	小林 誠
九番	浦西敦史	一〇番	欠員
一一番	池田慎久	一二番	西川 均
一三番	乾 浩之	一四番	松本宗弘
一五番	大国正博	一六番	太田 敦
一七番	佐藤光紀	一八番	清水 勉
一九番	阪口 保	二〇番	井岡正徳
二一番	田中惟允	二二番	中野雅史
二三番	奥山博康	二四番	荻田義雄
二五番	岩田国夫	二六番	小林照代
二七番	山村幸穂	二八番	猪奥美里
二九番	尾崎充典	三〇番	藤野良次
三一番	和田恵治	三二番	國中憲治
三三番	米田忠則	三四番	出口武男
三五番	粒谷友示	三六番	秋本登志嗣
三七番	小泉米造	三八番	中村 昭
三九番	今井光子	四〇番	森山賀文
四一番	田尻 匠	四二番	山本進章
四三番	川口正志		

-----  
議事日程

- 一、決算審査特別委員長報告と同採決
- 一、意見書等決議
- 一、議員派遣の件
- 一、常任委員会の閉会中審査事件の上程と同採決

-----  
○議長（山本進章） これより本日の会議を開きます。  
-----

○議長（山本進章） この際、お諮りします。

意見書等決議、議員派遣の件、常任委員会の閉会中審査事件を本日の日程に追加することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決めます。  
-----

○議長（山本進章） 次に、議第七十六号、議第八十三号及び報第三十二号を一括議題とします。

まず、決算審査特別委員会に付託しました各議案の審査の経過と結果について、同委員長の報告を求めます。――三十七番小泉米造議員。

◆三十七番（小泉米造） （登壇）決算審査特別委員会を代表いたしまして、ご報告申し上げます。

当委員会は、付託を受けました議第七十六号「令和元年度奈良県水道用水供給事業費特別会計剰余金の処分及び決算の認定について」及び議第八十三号「令和元年度奈良県歳入歳出決算の認定について」並びに報第三十二号「健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」の各議案に対し、決算の内容が予算議決の趣旨に沿い計画的かつ効率的に執行され、また、所期の目的が十分達成されたかについて、知事をはじめ関係理事者出席のもと、慎重に審査を行ったところであります。その経過と結果の概要について申し上げます。

はじめに、議第七十六号の水道用水供給事業費特別会計剰余金の処分及び決算について申し上げます。

市町村水道を含めた県域全体での水道資産の最適化を図るため、県水転換、県営水道と市町村水道との直結配水、水道広域化の取組等の県域水道におけるファシリティマネジメントが進められるなど、事業が概ね適正に執行されていきました。

今後は県人口の減少等による水需要の減少が予想される一方、水道施設の老朽化への対応や耐震性の維持などに多額の経費が見込まれるため、水需要の動向を見極めつつ、引き続き、健全な経営状態の確保と、安全かつ良質で廉価な水の安定供給に努められるよう望むものであります。

次に、議第八十三号の歳入歳出決算について申し上げます。

一般会計の実質収支は、平成三十年度に比べ一億九千五百七十七万円増加し、十四億六千三百六十二万円となりました。

まず、歳入面では、予算現額に対する収入の割合は九十二・〇%であり、予算額と決算額との差の主な要因は、公共事業等の繰越があったことなどによるものであります。

収入済額は、前年度に比較して三・〇%の増加となっておりますが、これは、地方消費税清算金、分担金及び負担金、県債のうち臨時財政対策債が減少したものの、地方交付税、国庫支出金、繰入金、臨時財政対策債を除く県債が増加したこと等によるものであります。

なお、収入未済額は前年度に比べ減少したものの、依然として多額な状況であります。未収金の解消は財政運営上大きな課題であることから、引き続き新たな未収金の発生防止に努めるとともに、更に実効性のあるきめ細かな未収金対策に取り組まれることを望むものであります。

次に、歳出面について見ますと、予算現額に対する執行率は九十一・一%であります。歳出不執行の主な要因は、公共事業等の繰越などによるものであります。

支出済額は、前年度に比較して二・六%の増加となっておりますが、これは主として、奈良県コンベンションセンター等整備などの普通建設事業費が増加したことや、社会保障関係経費の増等により補助費等が増加したことによるものであり、歳出全般としては、概ね、所期の目的を達したものと認められるところであります。

しかし、諸般の事情により不用額が生じている事業及びやむを得ず繰越されている事業もあり、予算の計画的な執行による年度内完了に一層努められるよう望むものであります。

また、地方自治法等の改正により、地方公共団体に内部統制に関する制度が導入され、本県においても、知事が定めた基本方針に基づき、全庁的な体制を整備し、組織的に取り組まれているところでありますが、内部統制の重要性を再認識し、適正な事務の執行に努められるよう望むものであります。

次に、公立大学法人奈良県立医科大学関係経費ほか十三特別会計の実質収支の合計額は、財源の確保、経費の節減合理化に努められた結果、七十九億千五十三万円となっており、各特別会計の設置目的に従い、概ね適正に執行されていきました。

今後、財政環境はさらに厳しくなると見込まれることから、各会計の予算の執行にあたっては、経済性、効率性に配慮しながら、事業目的を確実に達せられるよう望むものであります。

次に、採決の結果を申し上げます。

議第八十三号については、起立採決の結果、賛成多数をもって原案どおり認定することに決しました。

また、議第七十六号については、全会一致をもって原案どおり認定することに決しました。なお、報第三十二号については、理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上が付託を受けました議案の審査の経過と結果であります。

また、委員各位から行政各般にわたる数多くの要望・意見の開陳があり、その主な内容については、次のとおりであります。

一 2025年大阪・関西万博について、PRによる機運醸成に協力するとともに、連携したイベント開催による本県への誘客に積極的に取り組まれないこと。

一 RPAの導入により業務の効率化を進めるとともに、県内市町村への展開を図られたいこと。

一 あらゆる差別の解消に全庁的に取り組み、人権意識の定着を図られたいこと。

一 国民健康保険の均等割保険料について、他の保険制度との均衡や子育て支援の観点から、制度の改善を国に求められたいこと。

一 新型コロナウイルス感染症の影響によりがん検診の受診控えが生じないよう、きめ細かな受診啓発活動に取り組まれたいこと。

一 奈良県フォレストアカデミーにおいて、森林の維持と奈良の木のブランド力向上に資する人材を養成されたいこと。

一 新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にある県内中小企業者等の支援に全力で取り組み、県経済の速やかな回復を目指されたいこと。

一 市町村に積極的な働きかけを行い、人・農地プランの作成を加速化するとともに、農地集積率の向上に取り組まれたいこと。

一 県民が安心して暮らせるよう、交番・駐在所の最適化については、地域の住民に丁寧な説明を行い、理解を得た上で進められたいこと。

一 SNSが児童・生徒の主要なコミュニケーションツールとなっている現状を踏まえ、時代の変化に対応した自殺対策に取り組まれたいこと。

以上、これをもって決算審査特別委員会の報告といたします。

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本進章） 委員長報告に対する質疑を省略し、これより討論に入ります。討論の通告がありますので、三十九番今井光子議員に発言を許します。――三十九番今井光子議員。

◆三十九番（今井光子） （登壇）日本共産党を代表して、議第八十三号、令和元年度奈良県歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

県民の暮らしは、消費税増税、実質賃金の低下、家計消費の減など、コロナによる戦後最悪の落ち込み、失業、倒産など先の見えない不安を抱え、大変な状況に置かれています。

県の予算は、県民の命と暮らしを守るために使うべきです。当初予算は五千六百億円ですが、繰越しと不用額で五十億円にも上っています。その要因として、人手不足があるのではないのでしょうか。県の監査で指摘されておりますが、補助金の事務処理で手間取り、交付決定の日付を遡って処理をするなど、百四十一例の改善事項が指摘されておりますが、必要な人手を確保して、予算はきちんと使うべきです。

県単独事業による大型公共施設、百二十億円の奈良県コンベンションセンター、百億円のなら歴史芸術文化村など箱物行政が目立ちます。奈良公園バスターミナルは、もともと二百五十六台止められた県営駐車場が、十六台のバスの駐車場に変更され、四十五億円が使われました。観光業者やバス事業者など関係者の意見も聞かず、利用が進んでいません。住民の反対を押し切って造られた奈良公園のホテル、六億円かけた庭園は評判が悪く、歩

くのも危険です。平城京朝堂院広場は、イベント広場で賑わいを取り戻すと、三億円をかけて湿地帯を埋め立てましたが、今や草が生えて何も使われていません。

これらの事業が本当に必要であったのか。住民の暮らしに役立っているとは思えません。奈良県市町村財政力は全国ワーストワンですが、市町村振興費十億七千七百八十八万円が不用額となっており、有効に使うべきと考えます。奈良モデルは、住民不在で、地域の自主性や主体性を奪い、市町村の活力を弱めることになっていないか検討が必要です。

県は、知事が理事長を務める奈良県ビクターズビューローに、基本財産の七五%、一億六千二百五十万円を出捐していますが、その不適切な運営が明らかになりました。理事会が正常に開かれておらず、でたらめな会計処理、給料表にない給料の支給、パワハラの手紙などがあるにもかかわらず、何の処分もされていません。

食と農の魅力を創造するために、N A F I Cをつくりましたが、フードクリエイティブ学科では定員二十名を満了したことはありません。

東京で四億三千八百八十万円も支出した、ときのもりは収益が少なく、三月に閉鎖されました。どれほどの効果があったのでしょうか。最初の効果の指標も定めていませんでした。

農業生産高が全国四十五位と落ち込む中で、県の大事な産業として、農業生産をもっと応援することが必要です。

県民の暮らしが大変な中、子どもの虐待が増え、一時保護所の費用が急増しています。その費用は保護者の所得によって請求されますが、未収金が多く、一般的な債権回収ではない、心の通う丁寧な対応が望まれます。

保育所、学童保育など、待機児童の解消が進みません。施設を増やしても待機児童が解消されない背景には、女性の社会進出と働かざるを得ない経済状況があります。

医療、福祉、介護の分野で働く人の処遇改善が求められます。

子どもの貧困が進む中、子どもが安心して医療が受けられるよう、子どもの医療費のさらなる拡充を求めます。

奈良県の財政は、一部のためのものではなく、全ての人安心して暮らせるように使うべきと考え、本決算に反対をいたします。

以上です。

○議長（山本進章） これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、議第八十三号について、起立により採決します。

本案について、決算審査特別委員長報告どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

賛成の議員は、しばらくの間、ご起立願います。

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

お諮りします。

議第七十六号及び報第三十二号については、決算審査特別委員長報告どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認めます。

よって、以上の議案二件については、委員長報告どおりに決しました。

-----  
○議長（山本進章） 次に、三十九番今井光子議員より、決議第二号、日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める決議の動議が提出されましたので、今井光子議員に趣旨弁明を求めます。――三十九番今井光子議員。

◆三十九番（今井光子） （登壇）決議第二号、日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める決議（案）につきましては、決議案文の朗読をもって提案に代えさせていただきます。  
△決議第二号

#### 日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める決議（案）

広島と長崎に原爆が投下され七十五年。核兵器を廃絶し、戦争のない平和な世界を実現することは、唯一の被爆経験国である日本はもとより、人類共通の願いである。

しかし今なお一万余千発の核兵器が存在し、核兵器の拡散も懸念され、人類は大きな脅威にさらされている。

こうした中で広島、長崎の被爆者を先頭に核兵器の非人道的残虐性を告発してきた日本の市民運動が大きな役割を果たし、核兵器禁止を求める世論は世界を動かし、平成二十九年七月七日、国連で核兵器禁止条約が採択された。

核兵器禁止条約を批准した国は、これまでに四十七か国となり、あと三か国が批准すれば、核兵器禁止条約は九十日後に発効する。

奈良県は昭和六十三年に国際文化観光平和県宣言を行い、奈良県議会は平成二十九年三月に全国でいち早く「核兵器廃絶を求める決議」を上げてきた。

全人類の幸福と世界の恒久的平和の実現を目指すため、被爆国日本の政府が速やかに核兵器禁止条約を調印し、核兵器廃絶の推進的役割を果たすことを強く求めるものである。

以上、決議する。

令和二年十月十六日

奈良県議会

何とぞ議員各位の皆様のご賛同を賜りますようによろしくお願いいたします。

○議長（山本進章） 三十番藤野良次議員。

◆三十番（藤野良次） ただいま、今井光子議員から提案されました決議（案）に賛成します。

○議長（山本進章） 四十三番川口正志議員。

◆四十三番（川口正志） ただいま、今井光子議員から提案されました日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める決議（案）に賛成いたします。

この決議案は、人間の尊厳を守り、命と人権、国際平和への貢献に重要な訴えだと、このように私は存じております。そういう提案者の心を大切に受け止め、連帯して、皆さんに、提案者同様に訴えたい。

まず、報告を申し上げます。先般、長野県議会では、超党派の議員が心を込めてこの決議案に賛成をされた。もう既に、先ほど提案者が申されたように、当奈良県議会は、平成二十九年三月の議会において、それこそ、議員全会一致で核兵器廃絶を求める決議に賛同いただきました。改めて感謝を申し上げます。

今回のこの決議案にも、ひとつ心して、よみがえらせていただいて、先般、決議いただいた、そのときの心をよみがえらせていただいて、ぜひご賛同いただきたい。世界で被爆国は、日本だけなのです。被爆を受けた苦しみ悔しさ、受けた当事者から発信をしなければ、誰が発信するのですか。受けた当事者の苦しさ悔しさ、これを広めることが、核兵器の恐ろしさ、本当に知っていただくことにつながるのではないですか。皆さんに訴えます。

私は昭和一桁生まれです。私は親父と同様に少年の頃から田仕事を手伝いました。田んぼの隣を国鉄が走っております。小高い丘に挟まれた線路、そこに、輸送機関車が待機をしとったわけ。けれども、グラマン、艦載機が来ました。上から眺めりゃ、そんなに小高い山であったとしても、谷合であったとしても丸見えです。機関銃掃射を受けました。機関車の中から人が転げ落ちました。転げ落ちたんだ、ということだけでは済まされない。即死なのです。私の目の前で、人が殺されたのです。アメリカに殺されたのです。

そういう戦争の悲劇を、皆さんしっかりと、このたびの、このたびと言っても、もう七十五年にもなりますけれど、太平洋戦争、日本が間違った政治を行ったからこうなったわけではありますが、この間違いをただす、反省をする、そういう心がなければ、本当の平和は訪れない。

私は目の前で、国鉄労働者が、機関士が殺されたのです。戦争ってそんなものなのです。戦争は遠い世界のことではないのです。私たちの身近な、しかも核兵器といえば、ちっちゃいものです。そのちっちゃいものが、全人類を滅ぼすところの大きな力になるわけ。

近頃あちこちで聞きます。核兵器を持っている国はたくさんある。やられる前にやれよと。こんな世界を制覇する、支配する、そういう風潮が広がったら大変なことになる。それを抑止するところの心が大事。その抑止する心があって、被爆国である私ども日本国民が、訴えなければ誰が訴えるのですか。

奈良県議会、もう既に決議をしているではないですか。さらに繰り返し、繰り返し世界に訴える、そういう努力をどうしてしないのですか。

私は、川口正志です。私の名前に正志とつけた人は、私のゴッドファーザー、水平社創立者の西光万吉さんです。戦後、この戦争を何としても、反省をしなければならぬ。反省のために不戦日本。日本が軍備を持たない、そういう国になろうと。そういう憲法ができたうれしいと。うれしいだけではない。そういう意味で、豊かな平和な世の中をつくろうではないかと。百万人の軍隊をつくるより、百万人の世界の奉仕者をつくろうではないか。そうおっしゃったのです。和栄政策。和栄。穏やかに栄える、そういう方針をお持ちになって、和栄政策を訴えられました。

当時の、国連事務総長のハマーショルドさん、ガンジーさんにも怒られました。私は、そのときは、もう青年時代ですけども、直で見えています。

○議長（山本進章） 川口議員、簡潔にお願いします。

◆四十三番（川口正志） 黙って聞いてください。これは命の問題なのです。たとえ議長であっても、私は訴え続けます。やじを飛ばしたら長くなります。それも言うときです。これ、時間制限はあるのですか。切実な訴えなのです。いろいろ申し上げます。

これも知っておいてください。皆さん、核兵器禁止条約。これ、皆、お読みいただいていると思います。読み直してみてください。「この条約の締約国は、国際連合憲章の目的及び原則の実現に貢献することを決意し、核兵器の使用がもたらす壊滅的な人道上の帰結を深く憂慮し、その結果として核兵器が完全に廃絶されることが必要であり、これがいかなる場合にも核兵器が決して再び使用されないことを保証する唯一の方法であり続けていることを認識し、偶発的、誤算によるまたは意図的な核兵器の爆発による危険を含め、核兵器が継続的に存在することによりもたらされる危険に留意し、これらの危険はすべての人類の安全に関わり、すべての国が核兵器のあらゆる使用を防止する責任を共有していることを強調し」、そういうことで、全文を読めばそういうことを大変な時間になりますから省略しますけれども、ぜひ、ぜひ、この核兵器の禁止条約をお読みいただきたい。

我が奈良県から世界に対して、人の命、人間の尊厳、これを守ろうやないかという訴えを広めていきたいものだ。ぜひ広めていくために、皆さんの連帯をお願いしたいと叫んで、私は、この今井議員の提案に賛成いたします。

改めて皆さんに訴え、採決をお願いいたします。

以上。

○議長（山本進章） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

決議第二号については、三十九番今井光子議員の動議のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

賛成の議員は、しばらくの間、ご起立願います。

ご着席願います。

起立少数であります。

よって、決議第二号は否決されました。

○議長（山本進章） 次に、十六番太田敦議員より意見書第八号、災害対策の強化及び避難所の設置運営に対する抜本的強化を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、太田敦議員に趣旨弁明を求めます。――十六番太田敦議員。

◆十六番（太田敦）（登壇）意見書第八号、災害対策の強化及び避難所の設置運営に対する抜本的強化を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案に代えさせていただきます。

△意見書第八号

災害対策の強化及び避難所の設置運営に対する抜本的強化を求める意見書(案)

世界におけるマグニチュード六以上の地震の約二割が日本列島周辺で発生し、世界の活火山の約一割が日本に集中している。そして、近い将来に発生すると予想されている首都直下地震や南海トラフ地震では、大規模な被害が想定されている。

また、秋の台風シーズンでは、地球温暖化の影響もあり、日本に上陸する台風の勢力が年を追って強力となり、深刻な被害を住居や事業所、農林水産業にもたらしている。

日本のどこで水害や地震、台風被害が発生し、新型コロナウイルスなどの感染症との複合災害がいつどこで起こってもおかしくない。しかし日本の避難所は、先進国で最低レベルの環境であり、避難所での死亡者数が災害関連死の上位を占めるという劣悪かつ過酷な状況にある。また近年のインバウンドの増加に見られるように、グローバル化による新たな複合災害として、新型コロナウイルスなどの感染症対策も喫緊の課題となっている。

そこで政府に対して、災害対策を強化すると共に、国民、インバウンド、外国人技能実習生などの人命と健康、人権に配慮した避難所の設置運営に対する抜本的な対策を講じることを求める。

#### 記

一 ハード、ソフト両面にわたり災害対策を抜本的に強化し、感染症対策を盛り込むと共に、安心して避難できる多様な形態の避難所を整備するように全国の自治体に対する財政的支援を強化すること。

二 避難者のソーシャルディスタンスを確保するために、避難所の不足を解消する自治体に対して財政的措置を講じると共に、自治体との協働による避難所の環境改善、プライバシー保護、避難所として利用する民間施設の活用に対する財政支援制度を創設すること。

三 自治体主導による災害に強いまちづくりを財政的に支援すると共に、電気・ガスなどの都市インフラが供給を停止した場合でも照明やエアコン、ガス湯沸かしが可能である「災害対応型LPガスバルク供給システム」などの個別分散型災害対策設備をより一層普及するための財政的支援を抜本的に強化すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和二年十月十六日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（山本進章） 三十一番和田恵治議員。

◆三十一番（和田恵治） ただいま、太田敦議員から提案されました意見書（案）に賛成します。

○議長（山本進章） 三十八番中村昭議員。

◆三十八番（中村昭） ただいま、太田敦議員から提案されました意見書（案）に賛成します。

○議長（山本進章） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よつて、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第八号については、十六番太田敦議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起る）

ご異議がないものと認め、さように決します。

○議長（山本進章） 次に、九番浦西敦史議員より、意見書第九号、観光対策の抜本的強化を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、浦西敦史議員に趣旨弁明を求めます。――九番浦西敦史議員。

◆九番（浦西敦史） （登壇）意見書第九号、観光対策の抜本的強化を求める意見書（案）につきましては、意見書の案文の朗読をもって提案に代えさせていただきます。

△意見書第九号

観光対策の抜本的強化を求める意見書（案）

近年のインバウンドの急増は、日本が観光大国になる力があることを世界に示した。インバウンドが日本の地方の魅力を世界に発信する触媒の機能を果たすことも明らかになり、地方経済を支えることが期待されている。しかし令和二年に入り、新型コロナウイルス感染拡大によるインバウンドの消滅と国内旅行の急激な落ち込みは、多くの観光関連事業者を存続の危機に陥らせている。

そんな状況を打開するべく、政府はG o T oトラベル事業で、当初は東京都を同事業の対象から外すなどにより感染症対策との二律背反に苦しみながら、観光関連事業者や地方経済へのカンフル剤を期待している。しかし今後、少子高齢化と人口減少が進む国内市場において、観光業は日本経済の柱の一つとしてますます成長する期待が大きい。

当面の間インバウンドの急速な復活が期待できないうえ、国内の感染状況も不安視されている中、観光関連事業者の生き残り対策が喫緊の課題となっている。また、新型コロナウイルス感染収束後のインバウンド復活に向けた取り組みが、全国の地方自治体の課題と

なっている。そこで政府に対して、観光関連事業者への支援と、観光政策の抜本的強化を求める。

#### 記

一 国内における新型コロナウイルスの感染拡大の影響とインバウンドの消滅により経営が悪化している観光関連事業者に対する特別給付金など経営支援策を抜本的に強化すること。

二 新型コロナウイルス感染拡大の影響で落ち込んだインバウンド需要の回復に向けた反転攻勢に備えて、全国津々浦々での多言語対応及び観光客がどこでもネット接続可能なWi-Fi整備等の地方自治体の取り組みと、オーバーツーリズム対策に取り組む自治体、地域住民、観光事業者に対する財政的支援を行うこと。

三 地方経済の中で重要な役割を果たしている観光業界の深刻な状況を打開するために、「癒やし体験」を求める国内観光客を集客する地方自治体の多様な取り組みに対して、財政的支援策を講じること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和二年十月十六日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（山本進章） 一番小村尚己議員。

◆一番（小村尚己） ただいま、浦西敦史議員から提案されました意見書（案）に賛成いたします。

○議長（山本進章） 二十六番小林照代議員。

◆二十六番（小林照代） ただいま、浦西敦史議員から提案されました意見書（案）に賛成します。

○議長（山本進章） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第九号については、九番浦西敦史議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決します。

○議長（山本進章） 次に、二十八番猪奥美里議員より、意見書第十号、離婚時における養育費の確実な取決めと履行確保を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、猪奥美里議員に趣旨弁明を求めます。――二十八番猪奥美里議員。

◆二十八番（猪奥美里）（登壇）意見書第十号、離婚時における養育費の確実な取決めと履行確保を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案に代えさせていただきます。

△意見書第十号

離婚時における養育費の確実な取決めと履行確保を求める意見書（案）

ひとり親世帯の子どもの貧困問題が深刻化しています。ひとり親世帯が貧困に陥る大きな要因の一つに、養育費不払いがあります。厚生労働省「平成二十八年度全国ひとり親世帯等調査報告書」によれば、ひとり親世帯の多くは離婚が原因となっており、母子世帯では四二・九%、父子世帯では二〇・八%しか養育費の取決めを行っていません。

取決めを行っていても、実際に受けているのは母子世帯の二四・三%、父子世帯の三・二%にすぎない状況となっています。養育費は、夫婦間の問題ではなく、子どもの権利であり、子どもが健やかに成長するために必要な費用です。

よって、本議会は、養育費確保のため、政府に対し、次の施策が実施されるよう要望します。

#### 記

一 未成年の子どもがいる夫婦が離婚する場合は、強制執行が可能な形で養育費の取決めを行うよう、義務付けること。

二 社会全体で子育てを支援するという観点から、養育費の履行を確保するため、行政機関が一時立替を行う欧米諸国の例や、兵庫県明石市で二〇一八年十一月から十二月に試行された「養育費立替パイロット事業」の状況を踏まえて、公的関与の拡大の検討を速やかに進めること。

三 養育費が支払われない原因や子どもに与える影響を調査するとともに、養育費のみならず、面会交流など離婚時における取決めは、子どもの権利擁護として確実に履行されるよう、離婚成立前からの支援と相談体制の構築を制度化すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和二年十月十六日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（山本進章） 三番植村佳史議員。

◆三番（植村佳史） ただいま、猪奥美里議員の提案されました意見書（案）に賛成いたします。

○議長（山本進章） 五番山中益敏議員。

◆五番（山中益敏） ただいま、猪奥美里議員から提案されました意見書（案）に賛成します。

○議長（山本進章） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第十号については、二十八番猪奥美里議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起る)

ご異議がないものと認め、さように決します。

-----  
○議長（山本進章） 次に、六番亀甲義明議員より、意見書第十一号、地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、亀甲義明議員に趣旨弁明を求めます。――六番亀甲義明議員。

◆六番（亀甲義明） （登壇）意見書第十一号、地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案に代えさせていただきます。

△意見書第十一号

地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、これまで取り組んできたデジタル化の推進について様々な課題が浮き彫りになった。こうした事態を受け、七月十七日に閣議決定された「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」において、我が国をデジタル技術により強靱化させ、我が国経済を再起動するとの考えの下、「国民の利便性を向上させる、デジタル化」「効率化の追求を目指した、デジタル化」「データの資源化と最大活用に繋がる、デジタル化」「安心・安全の追求を前提とした、デジタル化」「人にやさしい、デジタル化」実現のため、本格的・抜本的な社会全体のデジタル化を進めるとの姿勢を示した。

また、政府の第三十二次地方制度調査会において、地方行政のデジタル化の推進などを盛り込んだ「地方行政体制のあり方等に関する答申」が提出され、社会全体で徹底したデジタル化が進むことで、東京一極集中による人口の過度の偏在の緩和や、これによる大規模な自然災害や感染症等のリスクの低減も期待できるとして、国の果たすべき役割について大きな期待を寄せている。

よって、国においては、地方自治体のデジタル化の着実な推進を図るため、次の事項を実施するよう強く要望する。

#### 記

一 法令やガイドライン等により書面や対面・押印が義務付けられているものについて、可能な限り簡易にオンラインで実現できる仕組みを構築すること。特にマイナンバーカードの更新手続について、オンライン申請を実現すること。

二 情報システムの標準化・共通化、クラウド活用を促進すること。また、法定受託事務についても、業務プロセスの標準化を図り、自治体がクラウドサービスを利用できる仕組みを検討すること。

三 令和三年度から四年度に全国の自治体で更新が予定されている自治体情報セキュリティクラウドについて導入時と同様の財政措置を講じること。

四 今後の制度改正に伴うシステム改修を行う際には、地方の事務処理の実態を正確に把握するとともに、地方公共団体の負担とならないよう十分な人的支援及び財政措置を講じること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和二年十月十六日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（山本進章） 四番川口延良議員。

◆四番（川口延良） ただいま、亀甲義明議員から提案されました意見書（案）に賛成いたします。

○議長（山本進章） 十七番佐藤光紀議員。

◆十七番（佐藤光紀） ただいま、亀甲義明議員から提案されました意見書（案）に賛成いたします。

○議長（山本進章） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よつて、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第十一号については、六番亀甲義明議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決します。

以上の意見書については、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（山本進章） 次に、「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。

本件については、会議規則第九十五条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決します。

○議長（山本進章） 次に、常任委員会の閉会中審査事件についてお諮りします。

奈良県議会委員会条例の所管事項のとおり常任委員会に閉会中の審査を付託することとし、その期間は次期十二月定例会開会までとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、さように決めます。

-----  
○議長（山本進章） 以上をもって今期議会に付議されました議案は、すべて議了しました。

よって、本日の会議を閉じます。

-----  
○議長（山本進章） これをもって、令和二年九月第三百四十三回奈良県議会定例会を閉会します。

-----  
△閉会式

○議長（山本進章） （登壇）九月定例県議会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る九月九日に開会されました今定例会も付議されました一般会計補正予算、令和元年度決算等の議案及び県政の重要課題について熱心に調査、審議をいただき、議案は全て滞りなく議了し、ここに閉会の運びとなりました。これもひとえに議員各位のご協力のたまものと心から感謝を申し上げます。

また、知事をはじめ理事者各位には、議会審議に寄せられました真摯な態度に、心から敬意を表しますとともに、審議の過程において議員各位から述べられました意見、要望につきましては、県民の声として十分に尊重いただき、今後の県政の執行に反映されますよう望むものであります。

さて、日ごとに秋も深まり、すがすがしい季節を迎えておりますが、皆様におかれましては、健康に十分ご留意いただき、奈良県の発展のため一層ご活躍されますよう祈念申し上げます。

最後になりましたが、会期中における報道関係者各位のご協力に対し、厚く御礼を申し上げ、閉会のご挨拶といたします。

◎知事（荒井正吾） （登壇）定例県議会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会に提案いたしました各議案につきましては、終始熱心にご審議をいただきました。いずれも原案どおりご議決またはご承認いただきました。誠にありがとうございました。

本会議をはじめ、各委員会の審議の過程でいただきましたご意見、ご提言等につきましては、これを尊重し、今後の県政運営に反映するよう努めてまいります。

議員各位におかれましては、今後とも、県勢発展のため、一層のご支援、ご協力、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

△午後一時五十八分閉会

地方自治法第二百二十三条第二項の規定により署名する。

奈良県議会議長 山本進章

同 副議長 乾 浩之

署名議員 奥山博康

署名議員 荻田義雄

署名議員 岩田国夫